

礼文町建設技術者修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、礼文町建設技術者修学資金貸付条例（令和6年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(貸付の申請)

第2条 条例第4条の規定により修学資金の貸付を受けようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 住民票謄本
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 進学先の合格証明書

3 前項各号のほか、町長は必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸付の決定通知等)

第3条 町長は貸付を決定した者に対しては、修学資金貸付決定通知書（別記第3号様式）によりその旨を通知し、また、貸付をしないと決定した者に対しては、理由を付してその旨を通知するものとする。

(修学資金の交付及び借用証書)

第4条 修学資金は、前条の規定により貸付の決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）の在学期間中、毎月修学資金として交付する。ただし、特別の理由があるときは、6ヶ月分をあわせて交付することができる。

2 貸付決定者は、修学資金借用証書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。

(届出)

第5条 修学資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）又は連帯保証人は貸付を受けた修学資金の償還を終るまでの間、次の各号の一に該当するに至ったときは、30日以内にその旨を町長に届出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき。
- (2) 借受人が建設技術者として勤務し、勤務場所を変更し、若しくはその業務を廃止したとき。
- (3) 連帯保証人が死亡したとき、又は破産、失踪、その他の事情により適性を失ったとき。
- (4) 借受人が修学資金の借受を辞退するとき。
- (5) 借受人が休学し、若しくは停学の処分を受け又は復学したとき。
- (6) 借受人が進学先を変更又は退学したとき。

2 借受人が死亡したときは、連帯保証人又は借受人の遺族はその旨の届出書に死亡診断書また戸籍謄本若しくはこれらに代わり死亡したことが確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(在職期間の計算)

第6条 条例第9条の規定による在職期間の計算については、借受人が勤務し、又は業務を開始した日の属する月から退職し又は業務を廃止した日の属する月までの月数により計算するものとする。

(償還金の納付)

第7条 条例第7条の規定による貸付金の償還は、町長の発行する納入通知書により納付するものとする。

(償還の免除申請)

第8条 条例第9条の規定により修学資金の償還の免除を受けようとする者は、償還免除申請書(別記第5号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、免除するかどうかを決定するものとする。

3 町長は前項の規定により免除すると決定した者に対してはその旨を、免除しないと決定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

(償還の一部免除)

第9条 条例第9条第2項の規定により免除することができる貸付金の償還の債務の額は、当該借受人に係る貸付金の総額に当該借受人が勤務し、又は業務に従事した期間を乗じて得た額を条例第9条第1項の規定により、償還の債務の全部の免除を受けることができる勤務、又は業務従事期間に相当する期間で除して得た額の100分の90に相当する額とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

礼文町建設技術者修学資金貸付申請書

礼文町長 様

年 月 日

申請者 氏 名 印

礼文町建設技術者修学資金の貸付に関する条例に基づく修学資金の貸付を受けたいので、同条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 申請者の状況

申請者本籍	
申請者住所	
申請者氏名	
生 年 月 日	
貸 付 月 額	円
貸 付 総 額	円
貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
在 学 校 名	学 校 名 所 在 地

2. 連帯保証人の状況

本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
職 業	
申請人との関係	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
職 業	
申請人との関係	

3. 修学資金振込先

金 融 機 関 名	
預 金 種 目	
支 店 名	
口 座 番 号	
口座名義人(フリガナ)	
口 座 名 義 人	

(添付書類)

誓約書(別記第2号様式)、住民票謄本、連帯保証人の印鑑登録証明書、進学先の合格証明書

別記第2号様式（第2条関係）

誓約書

礼文町建設技術者修学資金の貸付に関する条例に基づき修学資金の貸付を受けることとなったときは、同条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、同条例及び同条例施行規則に規定する建設技術者として礼文町において就業することを誓約します。

なお、「卒業後は建設技術者として礼文町において就業すること」とあるが、これは本町において定数等が充足している場合においては、就業を必ずしも確約するものではなく、上記の事由で当町に就業できない場合の償還については、修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間をもって償還するものとする。

礼文町長 様

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

上記の者が礼文町建設技術者修学資金の貸付を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学資金返還の責を負い、かつ、届出その他の業務に誠実にこれを履行することを誓約します。

連帯保証人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

(注) 連帯保証人の印については、印鑑登録しているものを押印すること。

別記第3号様式（第3条関係）

礼文町建設技術者修学資金貸付決定通知書

年 月 日

様

礼文町長 印

年 月 日付けで申請のあった礼文町建設技術者修学資金について礼文町建設技術者修学資金の貸付に関する条例施行規則第3条に基づき、次のとおり決定したので通知します。

記

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
貸 付 月 額	円
貸 付 総 額	円
貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

別記第4号様式（第4条関係）

礼文町修学資金借用証書

礼文町長 様

年 月 日

借受者住所
氏名 印
連帯保証人住所
氏名 印
連帯保証人住所
氏名 印

礼文町建設技術者修学資金として、下記のとおり借用しました。

なお、礼文町建設技術者修学資金貸付条例及び同条例施行規則に規定する貸付を受けた後、礼文町職員として就業することが困難となった場合には、誠実に相違なく返還します。

記

借 用 金 額	入学支度金	円
	修学資金	円
借 用 年 月	年 月 日から 年 月 日まで(ヵ月分)
償 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(ヵ月分)
償 還 方 法		
払 込 方 法		

(注) 連帯保証人の印については、印鑑登録しているものを押印すること。

別記第5号様式（第8条関係）

償 還 免 除 申 請 書

年 月 日

礼文町長 殿

申請者 住所
氏名 印

次のとおり礼文町建設技術者修学資金貸付条例第9条の規定による償還金の一部を免除していただきたく、同条例施行規則第8条の規定により申請します。

貸 付 金 額	円
貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
免 除 申 請 額	円
返 還 免 除 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
返 還 免 除 後 返 還 額	円
返 還 免 除 後 の 返 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
申 請 理 由	

(注) 申請理由を証明する書類を添付すること